

令和6年10月10日

国民民主党 御中

図書館友の会全国連絡会  
代表 阿曾千代子

### 「公立図書館の振興・発展に関する政策」についての 公開質問状

私たち「図書館友の会全国連絡会」は、全国各地で公立図書館の振興・発展のために活動を行っております。毎年、文部科学大臣と総務大臣へ要望書を提出するとともに、主として文部科学委員会、文教科学委員会議員の皆様のもとへお伺いし、提出した要望書の概要をお話し、お力添えをお願いしております。

皆様には日頃より、私たちの活動に深いご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

ご承知のように、日本の公立図書館は先進諸国に比べ質、量ともに未だ低いレベルであるにもかかわらず、最近では、資料費や人員の削減ばかりか、指定管理者制度導入による民営化など、多くの問題に直面しています。また書店をめぐる状況も悪化していて、無書店自治体は27.9%、書店数は7,828に減少しています。<sup>1)</sup>

新しい活力のある社会を築くためには、迂遠であるように見えても、知力、文化力、技術力といった基礎的な力を身につけ、自らで考え、判断する力を持つ人間が育つ環境を整備することが重要です。そのような力が民主主義社会を支え、わが国の繁栄につながるものと考えます。

2023年6月、活字文化議員連盟は「公共図書館改革に関する決議」(2023)<sup>2)</sup>を採択し、図書館司書の抜本的な処遇改革の促進等を求めました。公共図書館の現状とその課題を示すとともに、将来に向けた考えを掲げています。

私たちはこの決議内容の実現に向け、皆様と一緒に活動していきたいと願っております。

つきましては今回の衆議院議員総選挙に当たって、以下の項目について貴党のお考えをお聞かせ下さい。(マニフェストがあれば、その内容をお知らせ下さい。)

#### (1)公立図書館の振興・発展に関する政策、施策等について、お考えをお聞かせください。

公立図書館や郷土資料館、博物館等の充実を地域起こしの一環として位置付け、公立図書館等の整備充実を進めます。また、文字・活字文化の振興を図るとともに、図書館司書の充実を図ります。学校図書館や児童図書館の充実と司書等の配置を促進するとともに、図書館を子どもたちの居場所の一つとして位置付け、子どもの読書環境を改善します。

#### (2)政策の中で特に「公立図書館の管理運営」について、図書館民営化(指定管理)の是非と、その理由についておきかせください。

PFI事業をできる民間事業者を増やし、官民連携で公的な施設をより充実させ、経済性を上げていくという方向性には賛同いたします。

一方で、民間に移した結果、政府、行政の責任範囲の縮小であったり、あるいは経済合理性、いわゆるVFMや経済性を重視した結果、収益性を目的としたわけではない交流、福祉としての性格の強い施設の整備やメンテナンス、管理が後退をするのではないかと懸念を踏まえ、慎重に進めるべきと考えます。

#### (3)活字文化議員連盟の「公共図書館改革に関する決議」(2023)の下記5項目についてのお考えをお聞かせください。

(制度の検証と将来像の検討)

(1)公共図書館における市民サービスの向上に資するため、会計年度任用職員制度、指定管理者制度の運用の効果と課題を検証するとともに、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しなど、公共図書館の将来を考える「公共図書館のあり方に関する協力者会議」を設置すること。

公立図書館は地域住民の財産です。首長が適切な指導力を発揮し、住民参加による公立図書館等の活性

化を進めます。

(図書館職員の待遇改善)

(2) 図書館職員の非正規雇用率を大幅に改善するなど、雇用の安定にとりくみ、同一労働・同一賃金の実現に努め、国・自治体の責務で司書研修等への参加を促すこと。

図書館司書の役割は極めて重要です。司書の社会的地位の更なる確率に向けて、同一労働同一賃金の原則の下、非常勤雇用問題や官製ワーキングプア問題の解決を目指し、公務員にも労働契約法等の趣旨を適用すること等、具体的取り組みを進めます。

また、会計年度任用職員の給与の引上げや、勤勉手当の支給、退職手当の給付を義務化、会計年度任用職員等の処遇改善と雇用の安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入を検討すべきと考えます。

(誰も取り残さない読書環境を整える)

(3) 司書養成課程で読書バリアフリーに関する講義の機会を増やし、障害者サービスのエキスパートを育て、その知識と技術のノウハウを蓄積し、継承すること。

(4) 全国の公共図書館に読書バリアフリー法が求めるアクセシブルな書籍の紹介コーナーを設置し、子どもたちが日常的に、多様な読書媒体と出合える機会を整えること。

(公共図書館の図書購入は地域の書店から)

(5) 公共図書館は、地域書店からの図書購入を優先し、装備作業は地域の福祉施設と連携して障害者の雇用拡大など循環型地域経済の施策を進めること。

読書バリアフリーは、2019年6月に成立した読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、障害の有無に関わらず、誰もが読書ができる社会の実現に向けて、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるように、取り組んでいくことが重要と考えます。また、それを支援する人材の育成、確保に向け、社会全体で取り組んでいきたいと思えます。地域書店の優先は、地域の活性化等の観点から、重要と考えます。地域に根ざした書店があることは、子どもだけでなく大人にとっても活字を身近に感じる大切な機会です。大手書店だけでなく地域の書店を利用することを地域起こしの一環として位置付けます。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、10月20日までに、下記連絡先までメールにてご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、ご回答は当会ホームページ等で公開させていただきますことをご了承下さい。

何かご不明なことがございましたら、どうぞご遠慮なく連絡担当迄お問い合わせ下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】 図書館友の会全国連絡会  
事務局長 船橋佳子

〒666-0035

兵庫県川西市花屋敷1-31-25-4

電話/FAX 072-741-4582

E-mail [yoshiko-fu@nifty.com](mailto:yoshiko-fu@nifty.com)

【参考】

「図書館友の会全国連絡会」HP

<https://totomoren.net>

- 注1) 出版文化産業振興財団(JPIC)の報告による。2024年8月末時点。  
「書店ゼロ」の24市、出版文化産業振興財団が公表 北海道芦別市や千葉県白井市など  
<https://www.sankei.com/article/20240918-F25AYV3ISZIQPNQMBLRR37V2NU/>
- 注2) 公共図書館改革に関する決議 <https://www.mojikatsuji.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/a1a46f185b9e4556cb90152cb9de42c1.pdf>